

公民館の市民センター（コミュニティセンター）化について

1. 地域・住民のニーズ

地域コミュニティ活動の拠点として、現在の公民館の管理基準を緩和し、誰もが利用しやすい施設への意向の要望がある。

- 例) ・公民館で地域づくりにつながる活動・物販をしたい
- ・放課後の学習の場として利用したい
 - ・地域でコミュニティビジネスを行いたい など

【目指す施設】

- ・住民にとってより有効に使える施設
- ・地域づくりに役立つ施設
- ・引き続き生涯学習が推進できる施設



施設利用における社会教育法の適用除外が必要

2. 社会教育法の適用除外について

公民館

コミュニティセンター

生涯学習
(社会教育法に基づく)



法の適用除外

生涯学習
+
地域づくり活動、地域交流など

3. 公民館とコミュニティセンターの比較

	公民館	コミュニティセンター
設置主体	教育委員会	市長部局
設置根拠	市公民館条例	市コミュニティセンター条例
施設の性質	社会教育施設	コミュニティ施設
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法の適用により、営利を目的としない講座を受講できる。 ・住民の身近な場所で学習機会が得られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりに係る特産物の有償提供など多用途利用が可能。 ・学習事業に加え、住民の自主的な地域づくり活動など、利用の幅が広がる。 ・住民交流の場の提供など、地域の実情に合った利用が可能。 ・住民の身近な場所で学習機会が得られる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的とした活動の禁止(社会教育法第23条)。 ・資格取得を目的にした講座がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称を変更することで、住民に不安感が生じる可能性がある。

4. コミュニティセンター移行で可能となる具体例

- ・地域で採れた野菜などの有償提供（物販）
- ・学習の場として提供
- ・企業による地域貢献に関する内容の研修会や会議等の利用
- ・介護予防・日常生活支援総合事業等に活用
(介護予防クラブ活動やコミュニティカフェなど)
- ・地域の発展に繋がる有料イベントの開催

＜市内投票区・投票所一覧＞ ※令和元年7月21日（参院選）

投票区	校区	避難所	場所	当日有権者数
本山	本山	●	本山公民館研修室	2,621
竜王	赤崎	●	竜王中学校管理棟ホール	2,366
赤崎		●	赤崎公民館第一研修室	2,309
須恵	須恵	●	須恵小学校体育館	3,156
叶松			叶松第四自治会館	1,079
中央		●	須恵公民館ホール	2,678
セメント町			セメント町第一自治会館	806
第一小野田	小野田	●	小野田小学校多目的ホール	3,055
第二小野田			市民館1階第一講義室	535
有帆	有帆	●	有帆公民館研修室	3,362
第一くし山	高千帆	●	高千帆小学校体育館	2,589
第二くし山			山陽小野田市役所	3,490
高千帆			勤労青少年ホーム1階	3,209
千崎			千崎西自治会館	542
高泊	高泊	●	高泊小学校体育館	3,577

松ヶ瀬	厚狭		川上会館集会室	101
森広			森広会館集会室	73
湯ノ峠			福正寺自治会館	137
厚狭北		●	厚狭小学校体育館	2,035
厚狭東			厚狭高等学校南校舎体育館	1,668
厚狭西			山陽小野田市保健センター	3,734
出合東	出合		山川公会堂	957
出合西			出合保育園遊戯室	1,600
厚狭南	厚狭		下津保育園遊戯室	643
厚陽	厚陽	●	厚陽小学校体育館	1,404
梶			梶・沖開作自治会館	339
津布田	津布田		津布田会館集会室	981
埴生東	埴生	●	埴生公民館	1,055
中村			中村公会堂	1,340
埴生西			サンライフ山陽会議室	923
福田			福田公会堂	178